

別表第2(第15条関係)

体育室又は多目的ホールをアマチュアスポーツとして使用する場合(冷房又は暖房を使用しない場合に限る。)

施設区分		使用時間区分	午前9時から午後5時 まで1時間につき	午後5時から午後9時 まで1時間につき
袖ヶ浦市平川交流センター —	体育室(全面)		530円	680円
	体育室(半面)		260円	340円
袖ヶ浦市長浦交流センター —	多目的ホール		280円	390円
袖ヶ浦市根形交流センター —				
袖ヶ浦市平岡交流センター —				
袖ヶ浦市平川交流センター —富岡サブセンター				

備考

- 1 使用料は、単位使用料に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、当該端数は1時間とみなす。
- 3 使用に当たって、使用時間が使用時間区分をまたがる場合の使用料については、それぞれの使用時間区分ごとの使用時間数(1時間未満の端数が生じたときは、当該端数は1時間とみなす。)に単位使用料を乗じた上、その額を合算して算定する。
- 4 市民でない者が使用する場合の単位使用料は、当該単位使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- 5 単位使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その都度これを切り捨てる。
- 6 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。